

災害救助法が適用された自治体の

〔 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長 〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

東日本大震災に係る保育所運営費国庫負担金の取扱いについて

標記について、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）（以下「交付要綱」という。）の第 3 の 3 に規定する「保育単価の特例」の取扱いについて、下記のとおり行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとするので通知する。

記

1. 対象地域

東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都を除く）

2. 支弁額の算定方法

保育の再開が困難な保育所、又は保育を実施しているが、被災により「月初日の入所児童数」が著しく減少した保育所等について、法人と職員の雇用契約が継続しており、法人の職員の職務として、仮設の保育施設での保育、他の保育所への派遣等、何らかの福祉業務等に従事している場合には、以下により事務費等を支弁できるものとする。

（1）事務費

① 保育単価から一般生活費（3 歳未満児については月額 9,550 円、3 歳以上児については月額 6,466 円）を差し引いた額（寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、寒冷地加算額を加えた額）に、「前年度の同月初日（原則とする。以下同じ。）の入所児童数」を乗じて得た額を事務費として支弁する。

② 各月初日の職員数（交付要綱の第 1 の 1 の（2）の人件費が支給されている職員（常勤職員に限る。）の人数）が、前年度の同月初日の職員数を下回る場合は、①により算定した額に、「各月初日の職員数÷前年度の同月初日の職員数」を乗じて得た額を支弁する。

（2）事業費

一般生活費及び児童用採暖費に、各月初日の入所児童数を乗じて得た額を事業費として支弁する。（月途中入所児童及び退所児童については、交付要綱第 3 の 4 の算式 2 及び算式 3 により算定する。）

(3) その他の保育単価に加える加算額の取扱いについては、実施状況等に応じて上記により算出した額に加算することとし、入所児童数を乗じて算出するものについては、「前年度の同月初日の入所児童数」を乗じて得た額とする。

3. 承認期間

本通知による取扱いは、平成23年4月1日より平成24年3月31日までの期間とする。